

# 戦没者の遺骨収集事業の概要

## 概要

- 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨 上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約23万柱 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和2年10月末現在

## これまでの遺骨収集事業の推移

第1次  
昭和27年～32年

第2次  
昭和42年～47年

第3次  
昭和48年～50年

昭和51年  
～平成17年

平成18年～

平成  
28年

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万  
2千柱

- ・旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- ・もっぱら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後も、遺族や戦友による独自活動継続

- ・旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていることを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施(6年計画)。
- ・航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・収容遺骨数  
約1万2千柱

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施  
(昭和48年度～:2/3補助、平成13年度～:3/3補助)

- ・遺骨収容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かつたことにより、遺骨収集の充実強化を図る(3年計画)。

・収容遺骨数  
約11万5千柱

- ・相手国の事情などで収容できなかつたが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・収容遺骨数  
約10万柱

- ・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

・収容遺骨数  
約8万6千柱

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進



遺骨収容の作業風景  
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



# 地域別戦没者遺骨収容概見図（令和2年10月末時点）



# 収容遺骨数の推移、現地調査の計画

## 1. 過去5年間の収容遺骨数（令和2年10月末時点）

地域	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
----	------	------	------	-------	-------

### 【南方等戦闘地域の遺骨】

硫黄島	19	17	42	11	30
沖縄	30	7	18	59(※)	
中部太平洋	89	124	96	264	
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	10	12	30		
北ボルネオ					
インドネシア(西イrianを除く)					
西イrian					
フィリピン					
東部ニューギニア	112	91	42		
ビスマルク・ソロモン諸島	326	457	494	5	
インド		3			
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7	
中国東北地方(ノモンハンを含む)		20			
中国本土					
台湾・北朝鮮・韓国		1			
ベトナム・カンボジア・ラオス					
その他		1			
地域不明	4	1			
南方等 小計(柱)	619	730	724	346	30

### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

旧ソ連	267	209	112	61	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0
合計(柱)	886	939	836	407	30

※ 沖縄(令和元年度)は鑑定中のため暫定値。

## 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度における現地調査の派遣回数を昨年度からほぼ倍増することを計画。

### ○ 【南方等戦闘地域の遺骨】

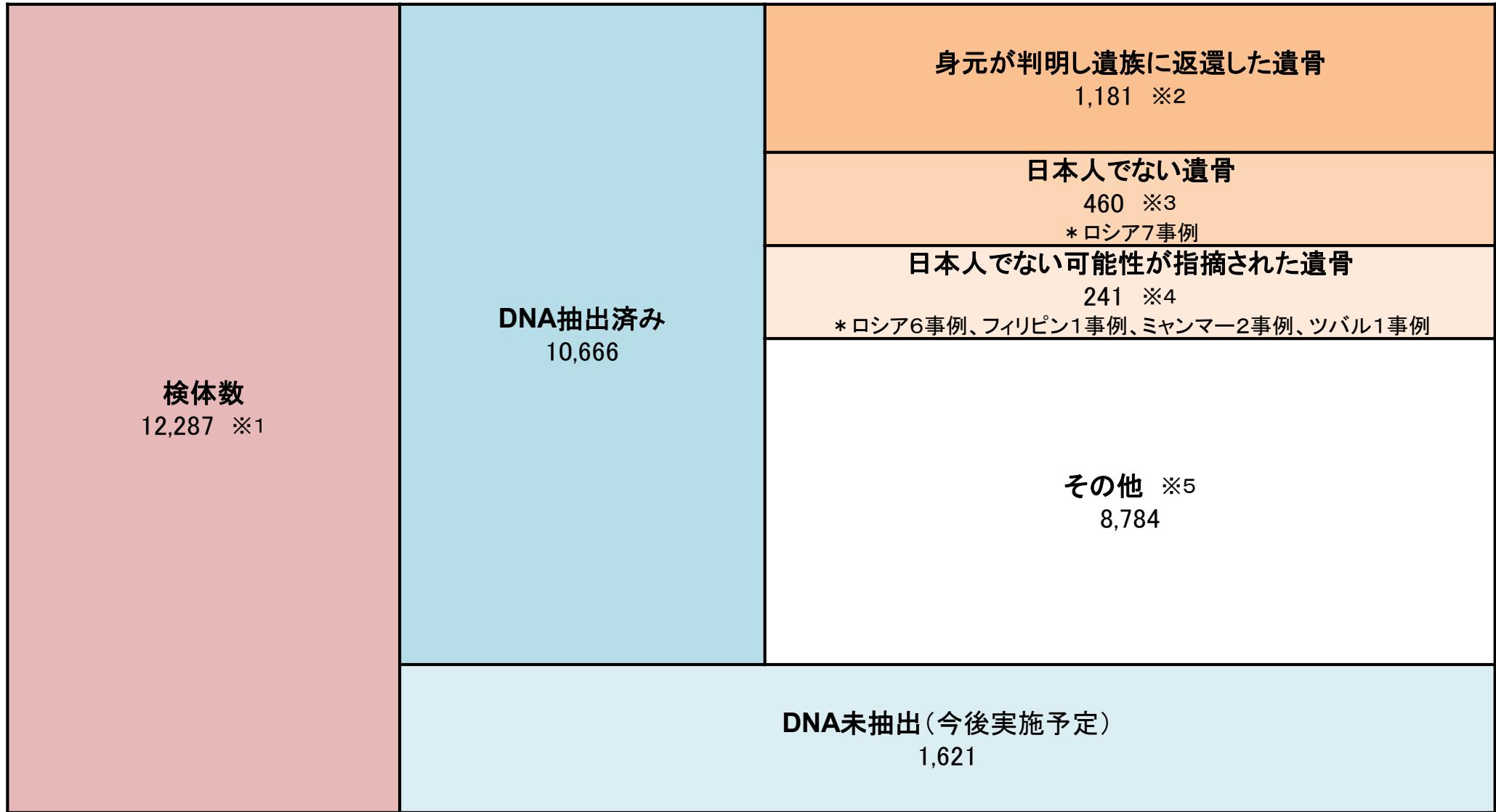
- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、
- 現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施し、その結果を踏まえ令和6年度までに遺骨収集を実施。

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
現地調査回数	16	24	32	26	59
実績					
計画					

### ○ 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある62埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 62埋葬地の名簿登載者数 4,497名

# 身元特定のためのDNA鑑定の実施状況 (令和2年10月末現在)



※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。

※2 身元が判明し、今後、遺族へ引き渡す予定のものを含む。

※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例

※4 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

※5 令和2年9月以降、日本人の遺骨であるかの確認を順次行っている。

**地域別保管検体数**  
 (令和2年10月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,096
モンゴル	633
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	528
沖縄	738
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

※身元が特定され、ご遺族にお返ししたものを除く。  
 ※米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、  
 収集地域欄に「不明」と表記。

収集地域	検体数
東部ニューギニア	280
ビスマーク・ソロモン諸島	823
マリアナ諸島	241
パラオ諸島	101
マーシャル諸島	73
ギルバート諸島(タラワ)	171
ウェーク島	6
トラック諸島	22
メレヨン島(ウォーレアイ)	6
ツバル	1
不明	11

合計	11,106
----	--------

**年度別身元特定のDNA鑑定の実績**  
**(令和2年10月末現在)**

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考)鑑定機関数
平成28年度	318	481	11
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12
令和2年度(※3)	1,232	477	12

※1:鑑定数は依頼した年度に計上

※2:再鑑定の件数を含む

※3:DNA抽出中のものを含む

# 令和2年度における戦没者遺骨収集事業の状況について

## (コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

### 各国の入国制限等の現状

- 11月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況。(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)



### これまでの派遣状況

11月末までに対応可能な以下の派遣を実施。

- 硫黄島遺骨収集等 → 6月以降11月末までに派遣者を絞るなどし調査派遣を12回、収集派遣を3回実施。  
収集派遣は壕内に入り密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- ハワイ遺骨受領 → 11月に入国制限が緩和(自己隔離免除)されたことから、同月、厚労省職員をハワイへ派遣し、DPAA研究所保管の遺骨(※)を受領。  
※ キリバス共和国タラワ環礁で収容されたDPAA管理下の遺骨で、その後のDNA鑑定で身元が特定された戦没者遺骨2柱。



### 3月末に向けた取組み

- 国内の硫黄島の派遣を実施。沖縄への派遣についても条件が整えば実施を検討。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。派遣可能な場合には現地保管中の遺骨からDNA検体を採取し送還する派遣を優先して実施する方向で検討。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書による協議や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンラインでの協議を実施。

## 硫黄島、沖縄における戦没者遺骨収集について

### ○ 硫黄島 (戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数10,500柱 未収容遺骨概数:11,400柱)

#### 概況

- ・ 硫黄島の遺骨収集に政府一体となって取り組むため、平成25年3月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」を設置し、同会議で基本の方針を決定し、毎年度計画的に遺骨収集を実施。

<収容遺骨数の推移>				
(単位:柱数)				
28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
19	17	42	11	46

<派遣回数の推移(令元年度まで:実績 令2年度:計画)>

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
調査	23	30	24	23	19
収集	4	2	3	4	4

- ・ 令和2年度は、コロナ禍であることを踏まえ、6月以降、11月末時点で調査は派遣者を厚労省と推進協会事務局職員に絞るなどして12回実施。遺骨収集は、渡島前にPCR検査を行い、3回実施し46柱を収容した。年度末までに調査等を7派遣、遺骨収集を1派遣実施予定。

### ○ 沖縄 (戦没者数:188,136人 収容遺骨概数187,466柱 未収容遺骨概数:670柱)

#### 概況

- ・ 沖縄の遺骨収集は、発見された遺骨の状況に応じ、国と沖縄県で役割を分担して実施。国は重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。沖縄県は国からの委託を受け、県民等からの情報により地表で発見された遺骨について収容を実施しており、その際、NPO法人などの団体や個人の遺骨収集ボランティアを活用している。また、平成23年に沖縄に「沖縄県遺骨収集情報センター」を設置し、遺骨収集中に係る情報を収集する体制を構築し、国と沖縄県で連携を図りながら遺骨収集を進めている。

<過去5年間の収容遺骨数の推移>				
(単位:柱数)				
28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
30	7	18	59(暫定)	集計中

<派遣回数の推移(令元年度まで:実績 令2年度:計画)>

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
調査	2	0	1	0	1
収集	1	0	0	1	0

- ・ 令和2年度は、沖縄県に委託している遺骨収集については、市町村やボランティア団体等の情報をもとに戦没者遺骨収集情報センターが収集活動を行っているが、柱数については年度末に報告される。

# 日本人遺族との間で身元特定がされた米国DPAA管理下のご遺骨の送還について

## 経緯

- キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて収容された米国DPAA(※)管理下のアジア系遺骨については、米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、昨年来、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施している。
- 厚生労働省は、戦没者ご遺族に検体の提供を呼びかけ、ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行っていたところ、2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。

※米国DPAA…米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)

日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果を得た2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、今般、ハワイへの入国制限が緩和されたことから、11月27日に日本へ持ち帰った。現在、遺族への引渡しについて調整中。

※ 身元が特定されていない遺骨は、引き続きDPAAにおいて保管されている。

派遣日程:令和2年11月21日  
～11月27日  
派遣者:厚労省職員  
派遣先:DPAA研究所  
送還柱数:2柱



<ご遺骨を日本へ持ち帰り、厚労省においてご遺骨を安置し、挙式を実施>



<ハワイのDPAA研究所でご遺骨を受領>

## 各地域の取組状況 ①

### 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"><li>・戦没者概数 53,000人</li><li>・収容遺骨概数 18,750柱</li><li>・未収容遺骨概数 34,250柱</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（62か所）を保有。</li><li>・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。</li><li>・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。</li><li>・令和2年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウィルスの感染拡大の影響により計画の変更（延期・中止）が生じている。</li><li>・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。ロシア連邦政府とは9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取り扱いや今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア連邦政府等との協議を進める。</li><li>・保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。</li></ul>

## 各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 1,700人</li> <li>・収容遺骨概数 1,500柱</li> <li>・未収容遺骨概数 200柱</li> </ul> <p>※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の埋葬地を除き概了。</li> <li>・民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。（バーレンハラー埋葬地）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、保有情報を精査した上で、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。</li> </ul>

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 812人</li> <li>・収容遺骨数 0柱</li> <li>・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。</li> <li>・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。</li> </ul>
--------------------	--	--	---

## 各地域の取組状況 ③

### 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 188,100人</li> <li>・収容遺骨数 187,470柱</li> </ul> <p>※令和元年度分は鑑定中のため暫定値であり、今後変動の可能性有り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未収容遺骨概数 630柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。</li> <li>・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。</li> <li>・米軍基地内の調査・収集は米側との協議が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。</li> </ul>
東京都小笠原村硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,900人</li> <li>・収容遺骨数 10,480柱</li> <li>・未収容遺骨概数 11,420柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。</li> <li>・令和2年度は現在30柱を収容。 第1回遺骨収集団（7月）11柱 第2回遺骨収集団（9月）19柱 ※今年度はあと2回（11月、1月） 遺骨収集団を派遣予定</li> </ul>	<p>令和2年度は左記を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路地区の地下壕について、 ①先に確認された未探索の壕(1ヶ所)について閉塞地点の先の開口のための施工設計及び令和元年度に発見された壕(1ヶ所)について掘削方法の検討を行っている。 ②面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行っている。</li> <li>・地中探査レーダにより北飛行場跡地の探査を行っている。</li> <li>・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行っている。</li> <li>・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進めている。</li> <li>・平成23～30年度に行った面的調査のフォローアップ調査を行っている。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 137,000人</li> <li>・収容遺骨数 91,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> <li>・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> <li>・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獸骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獸骨を選別し人骨は日本に送還済）。</li> <li>当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る予定。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> </ul>
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 20,000人</li> <li>・収容遺骨概数 520柱</li> <li>・未収容遺骨概数 19,480柱</li> </ul> (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 55,300人</li> <li>・収容遺骨概数 29,230柱</li> <li>・未収容遺骨概数 26,070柱</li> </ul> (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 15,500人</li> <li>・収容遺骨概数 10,510柱</li> <li>・未収容遺骨概数 4,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。</li> <li>・令和元年7月、グアム島内の3地区において収容した計13柱の遺骨について、グアム歴史保存局から受領。</li> <li>・同年11月、遺骨収集を実施し、テニアン島から5柱の遺骨を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み遺骨収集の促進を図る。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,500人</li> <li>・収容遺骨概数 250柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タラワに関して、米国側が収容したアジア系戦没者と思われる遺骨について、令和元年に一部の検体を米国のD P A Aから受領。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>・米国から受領した検体について、身元特定のためのDNA鑑定を実施中。</li> </ul>
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 16,200人</li> <li>・収容遺骨概数 9,210柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでペリリュー島を中心に遺骨収集を実施。</li> <li>・海外資料調査により、アンガウル島集団埋葬地の場所を特定し平成30年度から遺骨収集を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>・また、アンガウル島集団埋葬地の遺骨収集を重点的に取り組む。</li> </ul>
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,900人</li> <li>・収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,800柱</li> </ul> (ウォーレアイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 4,900人</li> <li>・収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。</li> <li>・平成30年7月、職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らず、現在ミクロネシア連邦政府を通じて地権者と調整中。</li> <li>・トラック環礁内の沈没艦船において戦没者のものと思われる遺骨を発見したとの情報が接到了した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。沈没艦船内の調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 127,600人</li> <li>・収容遺骨概数 51,420人</li> <li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報（オロ州エオラクリーク地区）について、3度にわたる現地調査により旧日本軍塹壕跡286箇所を確認し、平成31年2月の遺骨収集では推定1柱、また、令和元年8月の現地調査では推定2柱の、合計3柱の遺骨を収容。（収容した遺骨はパプアニューギニア国立博物館にて保管）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>・エオラクリーク地区については、引き続き、旧日本軍塹壕跡の遺骨収集を行う。また、収容済の遺骨に関し、PNG側が希望する日本とPNG双方の人類学者による法医学共同鑑定については、「抜本的な見直し」に沿って調整予定。</li> </ul>
ビスマルク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,750柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報（ブーゲンビル島スラターズノール地区、タロキナ地区）は現在取組中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>・豪州国立公文書館等が保有する埋葬地情報等の資料を活用し、引き続き遺骨収集を実施する。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 30,000人</li> <li>・収容遺骨数 19,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 10,050柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定していたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウィルス感染症の収束状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,000人</li> <li>・収容遺骨数 6,910柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。</li> <li>・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。</li> </ul>
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> </ul> <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。</li> <li>・しかし、上記の7柱の身元特定のための検体は通関手続上の技術的問題により、また、日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかつたため、現地に一時的に保管されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。</li> <li>・7柱分の検体を受領とともに、現地に保管されている遺骨から検体を採取して送還し、所属集団の判定のためのD N A鑑定等を実施する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,000人</li> <li>・収容遺骨数 20,200柱</li> <li>・未収容遺骨概数 800柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> </ul> <p>①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。</p> <p>②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。</p> <p>③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,400人</li> <li>・収容遺骨数 6,900柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> </ul> <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> </ul> <p>※) 戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> </ul> <p>①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。</p> <p>②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑨

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 84,400人</li> <li>・収容遺骨数 44,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。</li> <li>・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> <li>・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。</li> </ul> <p>※<u>両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能となる。</u>したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（身元特定及び所属集団判定のDNA鑑定）を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度において協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しているが、今後、新型コロナウィルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 518,000人</li> <li>・収容遺骨数 148,530柱</li> <li>・未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	<p>＜遺骨収集（現地調査）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。</li> <li>※平成30年度：現地調査2回（ルソン島）、令和元年度：現地調査1回（ルソン島）</li> <li>・これまでの現地調査の結果、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。</li> <li>・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館（以下、「NM」と記載）に保管している。</li> <li>・令和2年度においても、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が困難な状況。</li> <li>・また、令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> </ul> <p>＜NM保管遺骨の確認作業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。</li> </ul>	<p>＜遺骨収集（現地調査）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。</li> <li>※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> <li>・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体比分析による年代測定の実施を検討する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 465,700人</li> <li>・収容遺骨概数 438,470柱</li> <li>・未収容遺骨概数 27,230柱</li> </ul> <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 245,400人</li> <li>・収容遺骨概数 39,330柱</li> <li>・未収容遺骨概数 206,070柱</li> </ul>	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。</li> <li>・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。</li> </ul> <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。</li> <li>・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。</li> </ul>	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。</li> </ul> <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。</li> </ul>
<p>マーシャル諸島</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クエゼリン島（米軍基地内）</li> <li>・ミリ環礁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 19,200人</li> <li>・収容遺骨概数 3,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 16,200柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島（米軍基地）の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。</li> <li>・在外公館から提供されたウォッゼ島の遺骨情報については、平成30年11月に現地調査を実施し遺骨を現認、平成31年2月に48柱を収容し日本に送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。</li> <li>・ウォッゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図る。</li> </ul>
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。</li> <li>・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アツツ島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 2,600人</li> <li>・収容遺骨数 320柱</li> <li>・未収容遺骨概数 2,280柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アツツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。（米国側からの連絡）</li> <li>・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。</li> <li>・アツツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側（アラスカ陸軍工兵隊）と協力覚書の取り交わしが必要であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により米国側と具体的な調整を行えない状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。</li> </ul>
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。</li> <li>・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。</li> </ul>

# 戦没者の遺留品調査・返還業務の業務プロセスの見直しについて

## 1. 事業の概要

- 戦没者の遺留品について遺留品保有者から「ご遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、
  - ・遺留品の写真を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族を特定する
  - ・ご遺族が特定でき、受け取りを希望された場合には、遺留品を遺留品保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族に返還する業務を実施している。
- 遺留品調査は、元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、厚生労働省や歴史資料保管施設が保管する資料を調査することにより行っている。元の所有者名がない、遺留品が劣化しているなど、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。
- 近年、海外のボランティア団体の協力もあり、遺留品保有者からの返還依頼が増加傾向にある。このため、平成30年度からは、遺族等関係者のネットワークを活用できる団体の協力を得て、調査・返還業務の一部を委託して実施している(平成30年度、令和元年度、令和2年度は日本遺族会に委託)。

### 【過去10年(平成23年度～令和2年度上半期)の実績】

受付件数:2,941件 / ご遺族への返還:679件 / 元の所有者が特定できなかった・ご遺族受領辞退等:1,676件 / 調査中等:586件

## 2. 事業の課題

ご遺族の高齢化が進む中、近年、遺留品の返還依頼が増加している。返還可能な遺留品をできるだけ早くご遺族にお届けするため、今年度、遺留品調査・返還事業の業務プロセスの見直しを行った。その過程で以下の課題が明らかになった。

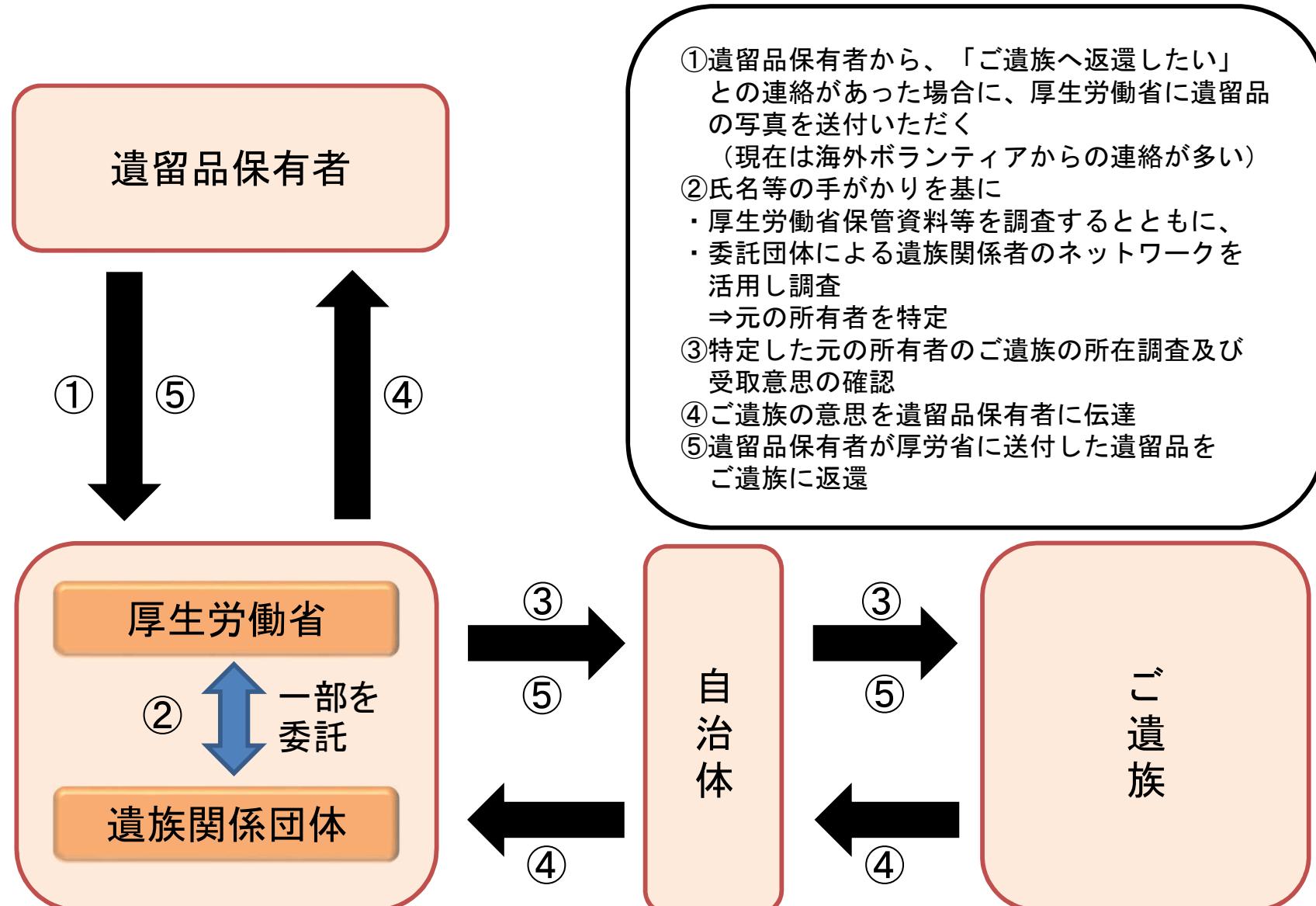
- ① どのような調査をどの程度行うかなど調査手法が標準化されておらず、また、担当者に対し、資料調査等の業務の経験のある職員が専門的見地からの助言を行うなどのサポート体制もないため、返還依頼の増加もあいまって、担当者が多くの案件を抱える状況になっている。
- ② ご遺族が特定されたケースにおいて、ご遺族の受取意思を遺留品保有者に伝達し、送付を依頼した後、特段の催促を行っていないなど、進捗管理が不十分。中には、職員の連携不足により遺留品が厚生労働省の硫黄島事務所に約3年間保管されたままになっていたケースがあった(ご遺族にお詫びの上、遺留品を返還した)。
- ③ 特に遺留品保有者が海外在住の場合など、ご遺族の受取意思を伝達し、送付を依頼しても、厚生労働省に送付いただけないケースがあり、遺留品の送料負担が原因となっている可能性がある。

## 3. 業務プロセスの見直し

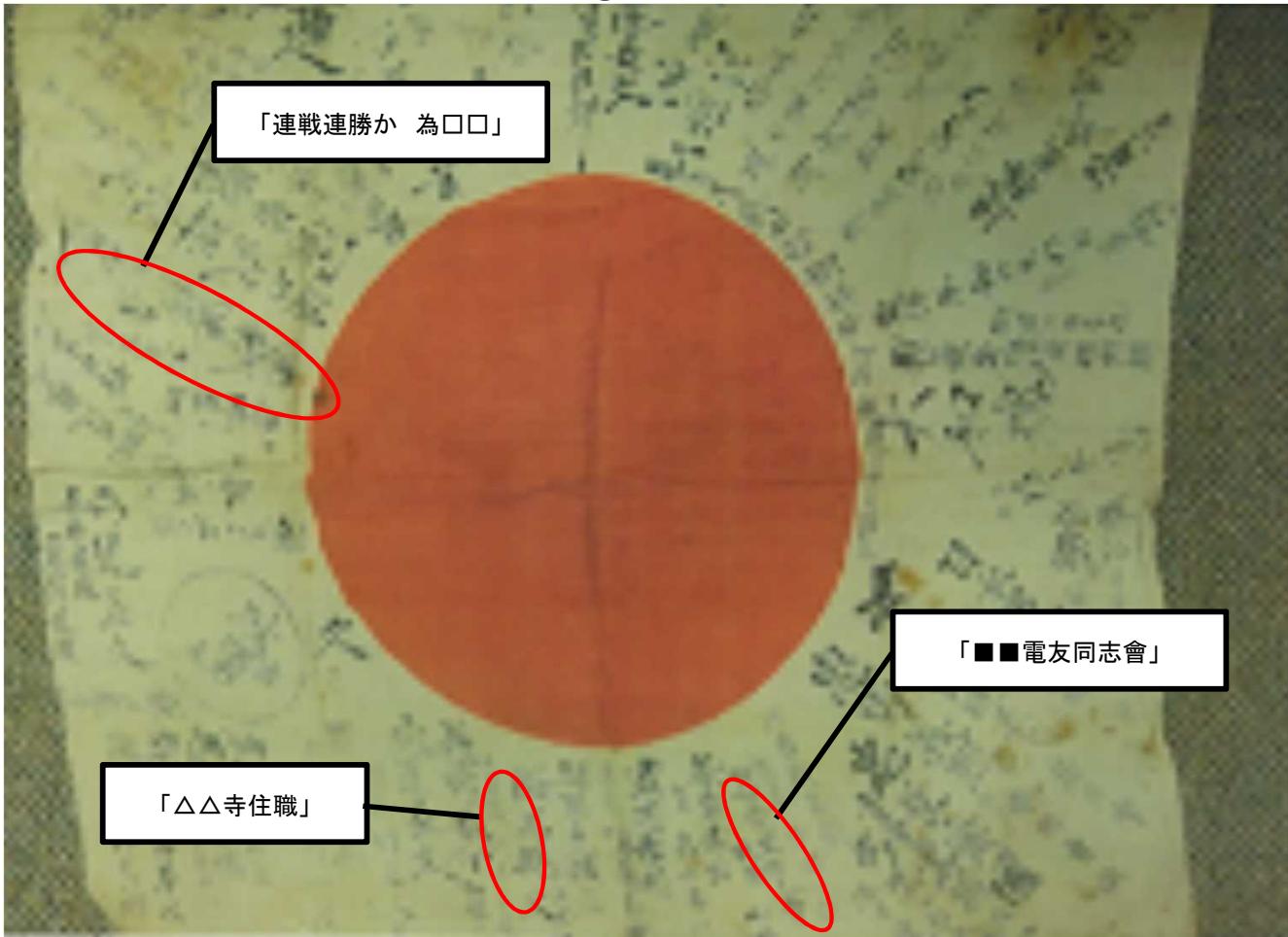
上記の課題を踏まえ、遺留品調査・返還事業を円滑に実施し、返還可能な遺留品をできるだけ早くご遺族にお届けするため、以下の通り業務プロセスを見直した。

- ① 調査の手法や着眼点を明らかにしたチェックシート等を活用するとともに、資料調査等の業務の経験のある職員が助言を行う体制を整備する(本年11月より実施中)。
- ② 定期的に業務の進捗状況を確認し、遺留品保有者に対し再度送付を依頼するとともに(本年10月より実施中)、ご遺族に対し定期的に調査状況をお知らせする(本年12月より実施中)。
- ③ 遺留品の送付に係る郵送料を厚生労働省負担(着払い)とする(本年10月より実施中)。

# 遺留品調査・返還業務の流れ



## ご遺族に遺留品を返還できた具体例①

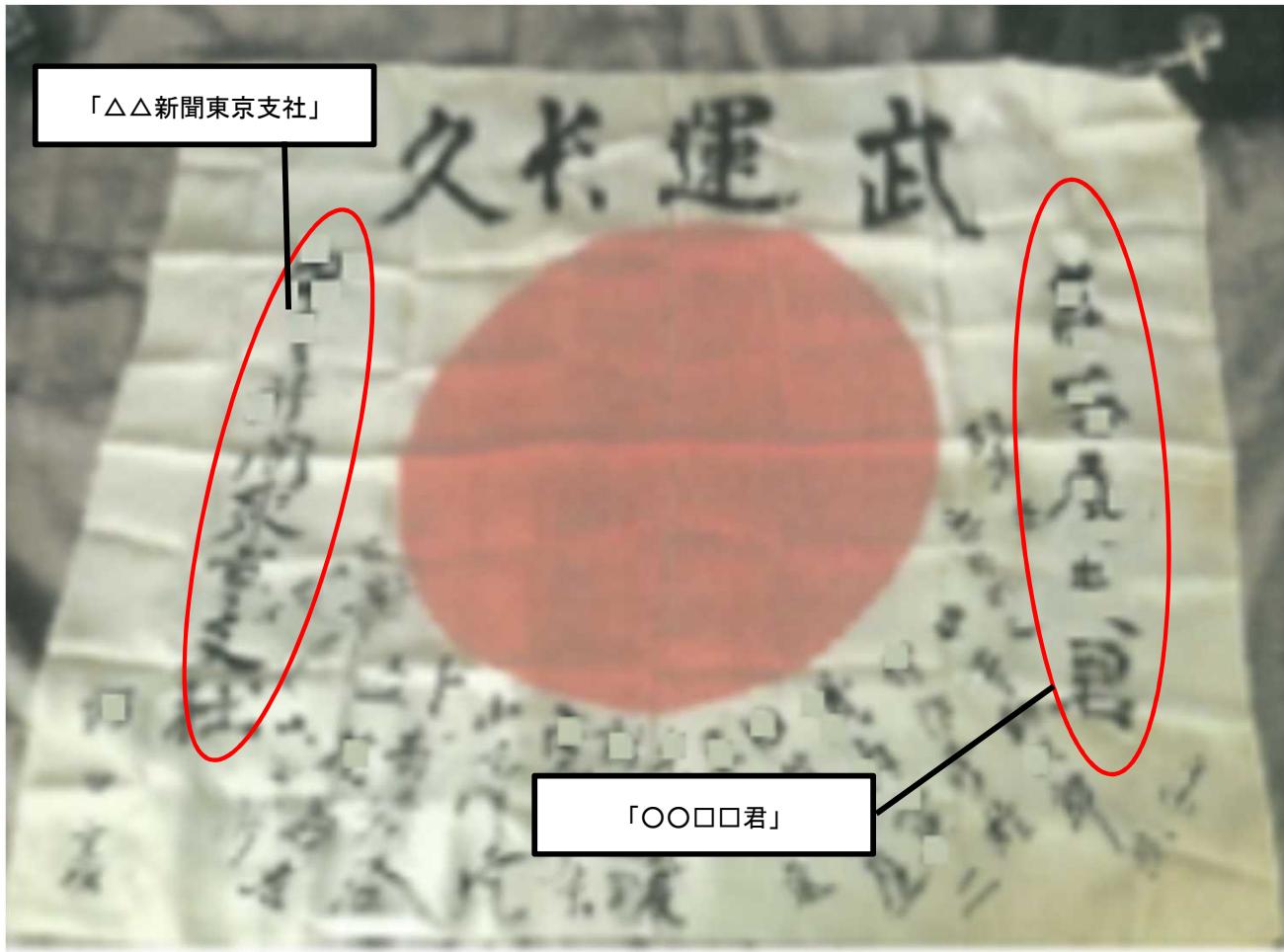


### 〔調査経過〕

- 1 当該日章旗には「為★★□□君」、「祝入當★★□□君」などの宛名がないが、「■■電友同志會」、「△△寺住職」などの多数の署名がある。
- 2 「■■」とは、●●県●●郡■■村(現▽▽市)と思われた。このため、▽▽市のサイトを調べたところ、▽▽市■■町に「△△寺」が所在することを確認した。このことから、署名にある「■■」とは●●県●●郡■■村であると推測した。
- 3 署名を詳細に見たところ、これらの中に「連戦連勝か 為□□」と、姓の記載はないものの、名が記されていることを確認した。
- 4 当局保管資料により本籍が「●●県●●郡」であり、名が「□□」である者を検索したところ、「★★」姓で■■村本籍の「★★□□」氏のみが抽出された。  
さらに、署名には「★★」姓の者が複数いることが確認できた(親族の可能性あり)。
- 5 ●●県を通じて調査を行ったところ、ご遺族(戦没者の甥)を確認した。
- 6 ご遺族からは、近所の方々のお名前があるとして、当該日章旗は叔父の所有物であると思う、との回答があった。
- 7 ご遺族にお返しした。

※画像には加工が施してあります。

## ご遺族に遺留品を返還できた具体例②

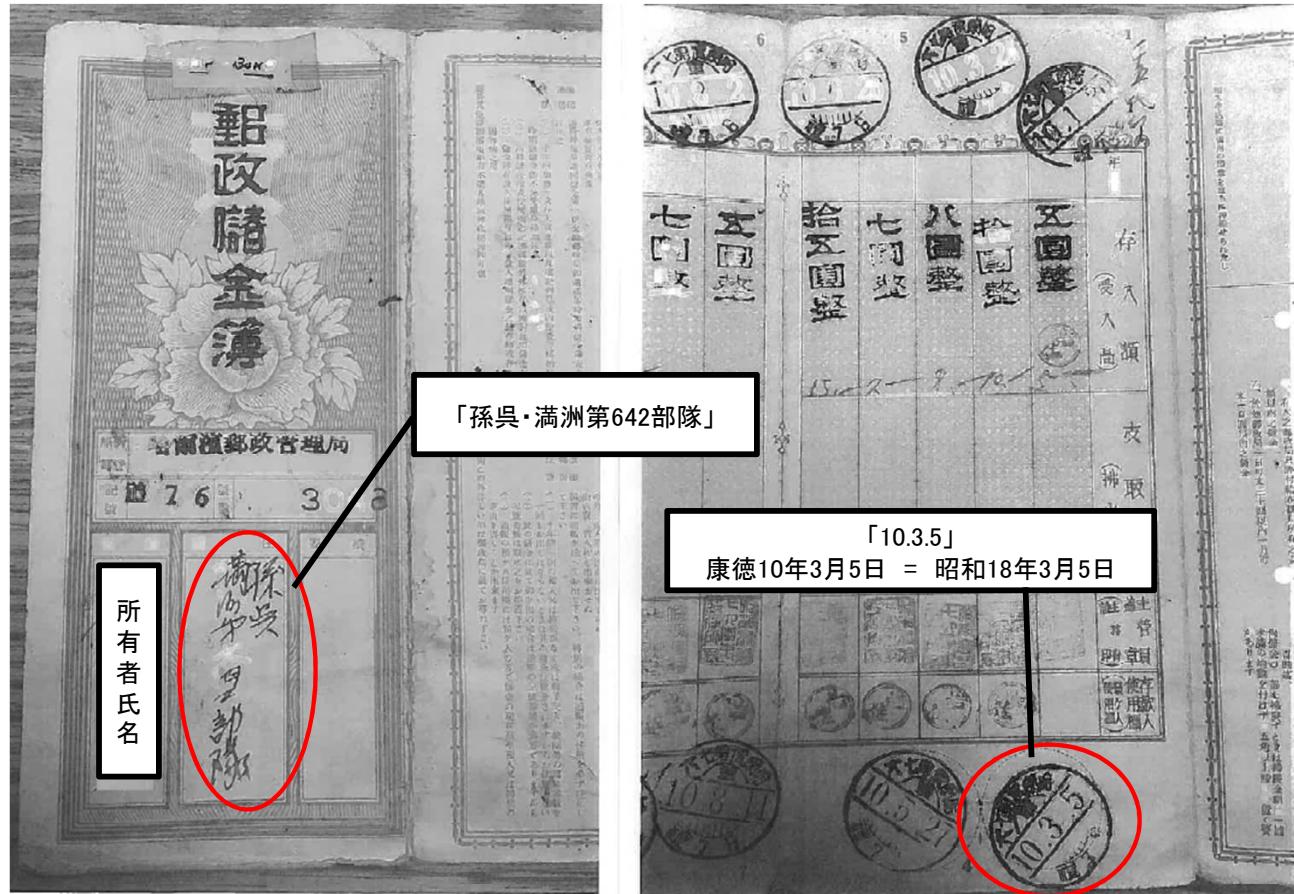


※画像には加工が施してあります。

### [調査経過]

- 1 当該日章旗には「〇〇〇〇君」との宛名があるほか、「△△新聞東京支社」との記載がある。なお、△△新聞社は地方紙である。
- 2 △△新聞社関連サイトを閲覧したところ、署名者と同じ氏名が、東京支社通信部長として、また、調査部長として掲載されていることを確認した。
- 3 当局保管資料で元の所有者と考えられる「〇〇〇〇」氏を検索したところ、43件抽出された。
- 4 このうち、△△紙が本社を置く地方に本籍を置く者は1名のみであった。
- 5 本籍県を通じて調査を行ったところ、ご遺族（戦没者の姪）を確認した。
- 6 ご遺族からは、「伯父の同僚、上司の方々が伯父のために記して下さった日章旗に間違いないと思われます」、「伯父の物は何も残っていないので嬉しいです」との回答があった。
- 7 ご遺族にお返しした。

### ご遺族に遺留品を返還できた具体例③



※画像には加工が施してあります。

#### [調査経過]

- 1 当該郵政儲金簿には元の所有者氏名のほか、所属部隊(孫吳・満洲第642部隊)との記載がある。捺されたスタンプには「10.3.5」等の日付があるが、満州國の元号「康徳」であると考えられる。なお、康徳10年は昭和18年である。
- 2 当局保管資料によれば、満洲第642部隊は高射砲第11連隊である。
- 3 当局保管資料で元の所有者名を検索したところ、19件抽出された。この中に高射砲第11連隊所属の者は存在しなかった。
- 4 19件の資料を詳細に確認したところ、この中に、現所属部隊は野戦高射砲第52大隊だが、前所属部隊が高射砲第11連隊の者が1名確認できた。徵集年は昭和17年であり、郵政儲金簿に昭和18年のスタンプがあることと矛盾しない。
- 5 本籍県を通じて調査を行ったところ、ご遺族(戦没者の妹・95歳)を確認した。
- 6 ご遺族からは、兄の所有物であると思う旨の回答があった。
- 7 ご遺族にお返しした。